

1 経緯

内閣府の研究会に係るチームは、昨年 11 月末に設置され、要望書素案作成の検討に着手しました。

一方、内閣府の研究会は、11 月 25 日開催の第 7 回会合をもって終了し、12 月 5 日に内閣官房長官の私的諮問機関として「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」(以下「懇談会」という)が設置され、12 月 17 日に第 1 回会合が開催されました(<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/>)。この懇談会は、懇談会(第 1 回)議事次第によりますと、先の研究会の成果を踏まえつつ、「国の機関が作成した公文書等」の「管理、保存及び利用に係る制度」を中心に検討するように伺えますが、来年の 6 月まで 8 回の会合で「報告書」を作成するとされています。

検討チームは、このような推移を踏まえて素案を作成し、平成 16 年 1 月 6 日に「21 世紀日本のアーカイブズに関する要望書(案)」を会長に提出しました(提出報告書は資料として末尾に掲載)。

会長は、これを受けて、役員会の役員に検討を依頼し、提出された意見を役員会で調整して、内閣官房長官及び懇談会座長あての要望書「21 世紀日本のアーカイブズに関する要望について」(下記参照)を作成し、内閣府に提出しました。